30 日獣発第 196 号
平成 30 年 10 月 17 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

このことについて、平成 30 年 9 月 12 日付け環自野発第 1809121 号をもって、環境省自然環境局野生生物課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は本年度も本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることを別添のとおり各都道府県に通知したことと、同調査の実施に対する配慮を依頼するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　福田
TEL　03－3475－1601

環自野発第1809121号
平成30年9月12日

公益社団法人日本獣医師会会長　殿

環境省自然環境局
野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

野生生物行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、当省では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる１０月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛に通知しましたので、貴団体におかれましても了知されるとともに、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
30.9.27
第337号

環自野発第1809121号
平成30年9月12日

農林水産省　消費・安全局長　殿

環境省自然環境局長
（公印省略）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、当省では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる１０月より、死亡野鳥やガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛に通知しましたので、貴省におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき協力及び関係機関への周知をよろしくお願いいたします。

㊮

環自野発第 1809121 号
平成 30 年 9 月 12 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長　殿

環境省自然環境局
野生生物課長
（公印省略）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる１０月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしています。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、以下の事項についての取組を実施願います。

また、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について協力依頼がありますので、了知の上、適切に対応して頂きますよう、よろしくお願いします。

記

１．野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

２．高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

３．関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等と連携する他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

４．感染予防対策について

中国においては、鳥インフルエンザ A（H7N9）の人への感染がいまだに確認されている。当該ウイルスは野鳥から人へ感染した事例ではなく、また日本での発生は認められていないが、鳥インフルエンザウイルスは、濃厚な接触による人への感染事例も報告されていることから、調査の実施にあたっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。

30 消安第 2974 号
平成 30 年 9 月 12 日

環境省自然環境局長　殿

農林水産省消費・安全局長

平成 30 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方よろしくお願いいたします。

写

30 消 安 第 2974 号
平成 30 年 9 月 12 日

各都道府県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

平成 30 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 27 年９月９日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「平成 29 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 29 年９月 12 日付け 29 消安第 3170 号農林水産省消費・安全局長通知）等の通知により、貴都道府県の家きん飼養農場（以下「農場」という。）に対する発生予防対策に関する情報提供及び指導又は助言を実施していただくようお願いしてきたところです。

また、本年４月に公表された「平成 29 年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」において、「国際的な動向をみると、アジアのみならずヨーロッパの国々でも発生が継続して確認されており、国際的な発生状況及びウイルスを保有した渡り鳥がアジアを含む様々な地域から営巣地や中継地に飛来し、翌秋以降、渡り鳥の渡りにともなって我が国にウイルスが持ち込まれることが懸念されることから、今後とも、本病の発生リスクが高い」とされており、今秋以降も、引き続き厳重な警戒が必要と考えられます。

つきましては、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、特に下記の事項に留意の上、本病の発生予防対策及び万が一の発生に備えたまん延防止対策に万全を期するようお願いします。

記

１　発生予防対策

（１）飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導

別紙１のとおり、農場に対し防疫指針第２の２の（２）の①の家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の規定に基づく立入検査により、同法第 12 条の３に規定する飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。特に、長期にわたって立入検査に応じない所有者に対しては、罰則の適用を含めて厳格に対処すること。

（２）人や車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの農場内及び家きん舎内への侵入防止

上記の立入検査の機会を捉え、改めて、農場に対する情報提供及び指導又は助言を実施すること。

2　まん延防止対策

（1）早期発見・早期通報

家きんの飼養者、獣医師等に対して、法第 13 条の２第１項の症状の内容について周知するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に届け出るよう、指導すること。また、本病は家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、飼養者に対し、平時から飼養家きんの健康状態について注意深く観察するとともに、死亡羽数の増加はもちろんのこと、産卵率の低下、さらには元気消失といった異状が見られた場合の早期通報の徹底を周知すること。

（2）的確な初動対応の徹底及び連携体制の確認

都道府県は、家きんの飼養者、獣医師等から上記（１）の届出を受けた場合には、速やかに、防疫指針第４に基づく対応を的確に実施すること。また、万が一の発生に備え、県内の家畜衛生主務部局以外の部局との調整を図るとともに、防疫指針第２の２の（８）に基づき、近隣都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制を確認すること。

また、防疫指針第２の２の（10）に基づき、発生時の精神的及び身体的ストレスへのケアのための対応や、防疫指針第４の７に基づき、食鳥処理場における本病発生時の対応について、公衆衛生部局等との連携体制を確認すること。

（3）本病の発生に対する必要な人員及び防疫資材等の確保

万が一、本病が発生した場合に備え、速やかに防疫措置が講じられるように、防疫指針第２の２の（６）及び（７）に基づき、必要な人員を確保するとともに、防疫資材及び検査試薬等を必要量確保し、又はそれらの緊急時における円滑な入手について、調達先を確認し、調整（緊急時の連絡体制の確認を含む。）を行うこと。

（4）埋却地等の確保

本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地、焼却施設等の確保状況について、確認を行うこと。また、事前確保が十分でない場合は、防疫指針第２の２の（11）に基づき、調整を行うこと。

3　その他

（1）異常家きんの届出を受けた場合の対応

「高病原性鳥インフルエンザを疑う異常家きんの届出を受けた場合の当面の対応について」（平成 30 年１月 15 日付け 29 消安第 5261 号）に基づく立入検査時の検査羽数、採材方法及び検体の送付については、防疫指針に反映すべく作業中であるが、引き続き、今秋以降も継続して実施すること。

（2）野鳥のサーベイランス

別添のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第３の５に基づき、自然環境部局と相互に連絡、適切に分担して野鳥のサーベイランス検査を実施するとともに、野鳥等において本病ウイルスが確認された場合には、周辺農場に対し、必要に応じ立入検査を実施するほか、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底を指導すること。